

施設や事業所を廃止・転換等する場合、 財産処分の手続が必要です

財産処分とは・・・

大津市補助金等交付規則第23条において、市の補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限しています。この財産について、①補助金の交付の目的に反して使用し、②譲渡し、③交換し、④貸し付け、⑤担保に供し、⑥取り壊し又は廃棄することを「財産処分」といいます。

財産処分の手続が必要な例

(補助金の交付を受けて施設や設備の整備、備品の購入等を行った場合に該当します。)

- (例1) 特別養護老人ホームの一部を他の事業所（居宅介護事業所、訪問介護事業所等）に転用したい。
- (例2) 特別養護老人ホームの間取りを変更するため改修工事を行いたい。
- (例3) 施設・事業所を廃止したい。
- (例4) 他の法人に事業譲渡をしたい。
- (例5) 設備や備品を廃棄したい。 など

上記のような場合、財産処分の手続を行い、**補助金を交付した者（国庫補助金にあっては厚生労働大臣、県補助金にあっては県知事、市補助金にあっては市長）**から事前に承認を受ける必要があります。（承認の条件として補助金の返還が生じる場合があります。）

財産処分の手続には相当の期間を要するため、廃止や転用等を検討する段階で、下記担当課までご相談ください。

※補助金の交付を受けていない場合、財産処分の手続は不要です。

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市役所 健康福祉部 介護・福祉施設課 施設整備係

電話：077-528-2738

メール：otsu1489@city.otsu.lg.jp